

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
翌日の翌
日の翌日
の翌日)

目 次

- ◇規 則 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの計量器定期検査の実施
- 小売販売業者甲の業者登録
- 米飯提供業者の登録
- ピロプラズマ病検査等の実施
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 新たに行なおうとする土地改良事業計画の認可
- ◇教 委 告 示 臨時教育委員会の会議の招集
- ◇公 告 消防設備士試験(特例試験)の合格者

規 則

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則(昭和三十三年八月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条本文を次のように改める。

行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱いに關し市町村費をもつて繰り替えなければならぬ費用の限度は、別表のとおりとする。別表を次のように改める。

別表

費用の種類	費用の限度額
医師の診察料、手術料、旅費、日当及び診断書料 薬価及び療養に関する必要品費 看護人費 入院料	生活保護法による保護の基準(昭和三十三年厚生省告示第百五十八号。以下「保護の基準」という。)別表第四に定める医療扶助基準の額
食料	一食につき 百円
被服寝具料	必要な最少限度の額
病人及び死亡人のため特に要する薪炭油費	必要な最少限度の額
借家料及び小屋掛料	必要な最少限度の額
護送に関する諸費	必要な最少限度の額
番人費	一人一時間につき 百円

運搬に関する諸費
死体検案料及び検案書料、仮土葬及
び火葬に関する諸費
墓標費

保護の基準別表第七に定める葬祭扶
助基準の額

公告料

二千円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前に救護し、又は取り扱った行旅病人、行旅死亡人又はその同伴者に関し繰り替えなければならない市町村費の限度については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百三十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号

鳥国医一、二七五

氏 名

藤 本 佳 夫

登録の年月日

昭和四十二年八月四日

鳥取県告示第五百三十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、境港市及び倉吉市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十条の規定により告示する。

昭和四十二年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時	検査区域	検 査 場 所
九月 十八日 午前九時三十分から 午後三時まで	境港市	境 公 民 館
" 十九日 " "	"	"
" 二十日 " "	"	"
" 二十一日 午前十時から 午後三時まで	"	外 江 公 民 館
" 二十二日 " "	"	"
" 二十五日 " "	"	渡 中 浜
" 二十六日 " "	"	余 子
" 二十七日 " "	"	上 道
" 二十九日 午前九時三十分から 正午まで	"	計量器所在場所
" " 午後一時三十分から 午後三時まで	"	境 公 民 館
十月 二日 午前十時から 午後三時まで	倉吉市	上井商工厚生会館
" 三日 正午まで	"	倉吉市農業協同組合西郷支所
" " 午後一時から 午後三時まで	"	上 灘 小 学 校

四日	午前十時から 正午まで	上北条公民館
"	午後一時三十分から 午後三時三十分まで	灘手小学校
"	午前十時から 午後二時三十分まで	社小学校
五日	午前十時から 正午まで	高城公民館
"	午後一時三十分から 午後三時三十分まで	北谷小学校
"	午前十時から 正午まで	上小鴨公民館
九日	午後三時から 正午まで	小鴨公民館
"	午後三時から 午後三時三十分まで	明倫小学校
十一日	午前十時から 午後三時三十分まで	倉吉市役所
十二日	"	"
十三日	"	倉吉市役所
十四日	"	"
十六日	午前十時から 正午まで	計量器所在場所
十七日	午前十時から 正午まで	倉吉市役所
十九日	午前十時から 午後三時まで	"
二十日	"	"

登録番号 登録年月日 氏名 住所 営業所の所在地 事業区域

日振第一八号 昭四二、七、一〇 喜美田 充 日野郡日南町上石見七七六の三 日野郡日南町上石見七七六の二 日南町第二

" 一九 " 徳岡 咲 枝 " 江府町大字江尾二〇七四 " 住所に同じ。 江府町

鳥取県告示第五百四十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

鳥取県告示第五百四十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第二十二條の二
第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、
同規則第二十三条の規定により告示する。
昭和四十二年八月十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年八月十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十四号

昭和四十二年四月三十日付で湯山土地改良区から申請のあつた新たに
行なおうとする土地改良(農道整備)事業については、審査の結果その計
画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第
四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のと
おり告示する。

昭和四十二年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 郎

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び定款
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年八月十八日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所 岩美郡福部村大字細川六六三の五
湯山土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十二年八月十八日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一日時 昭和四十二年八月二十一日 午前十二時

二場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 昭和四十三年度使用教科書採択状況について

2 その他

公 告

昭和42年8月2日に実施した消防設備士試験(特例試験)の合格者は、
次のとおりである。

昭和42年8月18日

鳥取県知事 石 破 二 郎

甲種第1類

手島	孝	山	中	將	嘉	生	田	久	山	甚
眞壁	古	内	田	山	男	田	村	夫	村	田
持田	春	池	田	年	五	口	口	夫	長	上
高野	善	善	辰	二	郎	坂	口	夫	谷	川
井田	清	隆	良	彦		井	上	司	浅	田
松永	一	三	長	三		井	上	司	渡	辺
松永	一	三	長	三		井	上	司	渡	辺

甲種第4類

遠藤	軍	寿	漆	原	規	雄	難	波	博	大	西	昭	雄
伊東	昭	年	今	井	利	郎	菊	留	治	古	藤	好	夫
富本	茂	樹	常	恒	士	男	野	野	義	小	豆	原	毅
富本	文	雄	田	富	男	久	野	野	正	豆	原	原	毅
中山	岩	男	中	山	明	安	根	根	美	判	谷	田	寛
原義	秀	幸	野	野	郎	布	井	井	美	紙	田	谷	寛
原義	幸	人	岸	野	郎	布	井	井	美	紙	田	谷	寛

延	末比古	一稔	実	豊治	実	登男	勇	禎	祐	藏	雄	弘	美	治	雄	郎	章
本	野	幡	田	本	本	井	田	哲	義	敬	春	照	安	貞	永	章	芳
松	八	岸	田	淵	岩	藤	吉	西	藤	細	渡	松	山	市	大	田	敏
光	一	靖	孝	市	也	一	齊	夫	信	章	昭	行	博	治	義	正	夫
儀	正	一	正	新	正	陽	喜	頼	昌	泰	紀	敏	敏	信	泰	久	正
橋	伯	井	木	磯	島	口	田	内	増	谷	田	中	波	留	岡	野	根
高	佐	安	松	古	由	角	野	竹	藏	小	栗	田	難	菊	吉	平	山
久	之	浩	美	夫	信	章	昭	寿	秋	雄	郎	雄	久	明	郎	久	之
義	賀	知	頼	昌	泰	紀	敏	保	富	規	利	恒	富	士	富	善	賀
山	藤	沢	田	内	増	谷	田	田	田	原	井	松	中	田	村	野	山
横	伊	金	岸	竹	蔵	小	栗	吉	前	漆	今	常	田	興	奥	岸	横
一	義	積	男	秋	市	介	寿	寿	年	樹	雄	男	幸	人	一	義	積
晨	昭	佳	繁	常	雅	保	富	軍	昭	茂	文	岩	秀	義	晨	昭	佳
村	山	加	福	川	中	吉	前	遠	伊	富	栞	本	中	米	村	國	山
上	田	本	藤	山	上	山	田	藤	東	盛	本	庄	山	原	上	田	本

乙種第7類

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】